

奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」二次創作ガイドライン

奈良県は、奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」を通じて、暮らしに役立つ情報や奈良の魅力などについてお届けすることにより、県政の認知や理解を深めていただければと考えます。そのため、VTuber「奈々鹿」が、みなさまにより親しんでいただき愛され続けるキャラクターへと成長していけるように、二次創作活動についてのガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）を定めます。

皆様は、二次創作活動（第1条第1項第3号）を行うことで、本ガイドラインに同意したものとみなされます。同意いただけない場合は、二次創作活動を控えていただくようお願いいたします。

奈良県の今後の発展のために、ぜひご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

第1条（定義）

1. 本ガイドラインにおいて使用する用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 奈々鹿

若年層への訴求力と、県政への認知・理解の向上を図るために作成された奈良県広報担当 VTuber のキャラクターをいいます。

(2) 二次創作物

奈々鹿を変更、切除その他改変して創作された一切の著作物（著作権法に定義される二次的著作物も含みますが、これに限られません。）をいいます。

(3) 二次創作活動

奈々鹿の二次創作物を創作する活動をいいます。

(4) 利用者

二次創作物を創作しまたは利用する者をいいます。

2. その他の用語の意義および解釈については、本ガイドラインに別段の定めがある場合を除き、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)の規定に従うものとします。

第2条（奈良県の有する権利）

1. 奈々鹿は、奈良県がその著作権を有し、著作権法その他の適用法令によって保護されています。

2. 奈良県は、奈々鹿の二次創作物について、二次創作物の創作者が有するものと同一の種類の権利を有するものとします。

第3条（適用範囲）

本ガイドラインは個人または法人格のない団体の二次創作活動に適用されます。企業・法人格のある団体の方は、以下の問合せ先に個別にお問い合わせください。

【問合せ先】奈良県広報広聴課 VTuber「奈々鹿」まで

“奈良県広報広聴課 VTuber” <official_vtuber@office.pref.nara.lg.jp>

第4条（利用許諾）

1. 奈良県は、奈々鹿について、本ガイドラインを遵守いただくことを条件に二次創作活動および二次創作物を複製及び公衆送信することを、非営利目的かつ個人または法人格のない団体での利用の場合に限り、非独占的に許諾します。

【許諾される使用例】

- ・営利を目的とすることなく、個人的に楽しむために公式キャラクターに似たデザインの作品（絵画、デジタル画像、ぬいぐるみ、衣装等）を制作すること。
- ・作成した二次創作物の画像や動画を、営利を目的とすることなく個人の SNS や個人ブログに投稿すること

【許諾されない使用例】

- ・営利を目的として、二次創作物がデザインされた T シャツやぬいぐるみ等のグッズを販売、配布、宣伝すること
- ・企業や事業の宣伝広告や販売促進等に二次創作物を使用すること

2. 二次創作物の公開を行う場合は、二次創作物とともに、二次創作物であることを媒体に明記してください。
3. 奈良県が本条で許諾した権利を第三者に再許諾することはできないものとします。
4. 二次創作物については、本ガイドラインで許諾される利用のほか、著作権法で認められている自由利用を行うことができます。
5. 本利用許諾は、奈々鹿以外の他の奈良県の著作物等の知的財産の利用を許諾するものではありません。

第5条（禁止事項）

利用者は、二次創作活動および二次創作物の公開にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 二次創作物を営利目的（広告・宣伝目的も含みます。）で利用し、または二次創作物に関し、名目のいかんを問わず、対価（費用相当額のみの場合も含みます。）を徴収し、または報酬を受けて自ら利用または第三者に利用させること
- (2) 奈々鹿をそのままの形で自ら創作したものとして利用すること
- (3) 二次創作活動および二次創作物の公開により、第三者の知的財産権その他の権利を侵害すること
- (4) 利用者やその二次創作物が、奈々鹿や奈良県から協賛・推奨・推薦・公認・提携等を受けているものと示す等、利用者が奈々鹿や奈良県と特別の関係があると誤解されるような示し方をすること
- (5) 奈々鹿や奈良県の信用又は品位の失墜、イメージを損なうこと（その恐れがある場合を含む）、または二次創作物の創作者等の第三者の名誉声望や品位等を傷つけること
- (6) 以下に掲げる態様で二次創作活動を行い、または二次創作物を公開すること
 - ア 法令または本ガイドラインに違反し、そのほか公序良俗に反するもの及びその恐れがあるもの
 - イ 他者を差別し、あるいは誹謗中傷し、または侮辱するもの

- ウ 特定の政治、思想、宗教等、あるいは特定の社会的運動を支援、支持、推薦、公認、賛同、助長、承認もしくは批判する及びそのような誤解を与える恐れがあるものやそのようなメッセージを発信するもの
- エ 二次創作物について奈々鹿そのものであるとの誤解を招くもの
- オ その他奈良県が不適切であると判断するもの

第6条(「切り抜き動画」の制作)

利用者が奈良県の公式配信内容の一部を切り取った「切り抜き動画」を制作または投稿するにあたって、奈々鹿の発言・映像・音声等の一部分をトリミングする、画像・文字・音声等を追加するなどして、次のような効果を生じさせようとする行為をすることは禁止します。

- (1) 奈々鹿の言動または配信内容に対してその意図が誤解されるように誘導する行為
- (2) 誤情報または虚偽情報の流布に繋がる行為
- (3) 奈良県または奈々鹿の名誉や信用の毀損に繋がる行為
- (4) 「切り抜き動画」のサムネイルに、奈々鹿の言動もしくは配信内容の本意とは離れた内容または刺激的な内容を含む文字もしくは画像を使用する行為
- (5) その他、その内容が奈良県または奈々鹿を貶める可能性があることを認識したうえで「切り抜き動画」を制作または投稿する行為

第7条(奈良県による二次創作物の利用)

奈良県は、利用者が奈々鹿の二次創作物を公衆送信した時点で、利用者に対しての事前の確認をすることなく、当該二次創作物を無償かつ場所・地域・期間・媒体の制限なく複製、公衆送信等して利用すること(この場合、作品の同一性を損なわない範囲でトリミング、デフォルメ等を施すこともあります。)ができるものとし、利用者はこれを承諾したとみなされるものとしします。

第8条(免責)

1. 奈良県は、奈々鹿の二次創作物が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証せず、その他二次創作物の利用の結果についていかなる責任も負わないものとしします。
2. 本ガイドラインまたは本ガイドラインに基づく奈々鹿及びその二次創作物の利用により損害が発生した場合であっても、その損害に対して奈良県に故意または重大な過失があるときを除き、奈良県は一切の責任を負わないものとしします。

第9条(本ガイドラインの変更・終了等)

1. 奈良県は、奈良県が必要と判断した場合、本ガイドラインを適宜変更できるものとしします。また、本ガイドラインの変更によって生じるいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとしします。
2. 本ガイドラインを変更する場合には、本ガイドラインを変更すること、変更後の内容および変更の時期について、変更の前に奈々鹿のウェブサイト等での公表その他の適切な

方法により周知いたします。

3. 本ガイドラインの変更後における奈々鹿の二次創作活動をもって、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされるものとします。
4. 奈良県は、いつでも、第4条に基づく許諾または本ガイドラインを停止または終了させることができるものとします。

第10条（本ガイドライン違反に対する措置）

1. 本ガイドラインの条項に違反して二次創作活動を行った者（以下「違反者」といいます。）については、本ガイドラインに違反した時点から、本ガイドラインに基づく奈々鹿の利用許諾が取り消しになります。
2. 前項の場合、違反者は、直ちに、自己の創作した二次創作物のすべてを破棄または削除しなければなりません。
3. 利用者が本ガイドラインに違反したものと奈良県が判断した場合、奈良県は、当該利用者に対して、二次創作物の利用を中止するよう求める場合があります。その場合、当該利用者は、二次創作物の利用を直ちに中止し、破棄および削除するものとします。
4. 奈良県は、前3項により違反者・利用者に損害が生じた場合であっても、奈良県に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第11条（準拠法・管轄）

1. 本ガイドラインは、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。
2. 本ガイドラインに関する一切の紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決します。

第12条（雑則）

1. 本ガイドラインは、日本語のものが正文です。将来において、本ガイドラインを他の言語に翻訳した場合においても、解釈に疑義が生じたときには日本語が優先されるものとします。
2. 奈々鹿に関する本ガイドラインに記述のないすべての権利は、奈良県が留保いたします。
3. 利用者は、本ガイドラインを遵守いただくことにより、お互いを思いやり、傷つけ合うことなく奈々鹿の二次創作活動を楽しむことができます。

附則

このガイドラインは、令和7年2月1日から施行する。